参考様式第5－1号

農　振　第　３　２　３　号
令　和　8　年　11　月　12　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米沢市長　近藤　洋介

市町村名 （市町村コード）	米沢市 （　　62022　　）
地域名 （地域内農業集落名）	山上地区 （戸板、松原、小峡、三沢、立沢、坊住、関根下、関根中、関根上、三沢東部、中荒井、大小屋、大沢、板谷、下原、中島、海老ヶ沢、赤崩、赤崩上）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月5日 （第1回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、担い手が不足しているとともに、近年、鳥獣（イノシシ・熊）被害が増加していることから、1人あたりの耕作(作付）面積の拡大や山間部の農地利用が困難であり、今後耕作放棄地、遊休農地の更なる増加が懸念される。

また、肥料・農機具の価格が高騰しており、農業用機械の更新となると米価との採算があわず、継続が難しい。所得向上、新規就農者の確保・育成、鳥獣対策が課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、新規就農者の確保・育成方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

・中心経営体数:　　（うち法人　　）

・主要な作目:水稲、そば、大豆

（2）　地域における農業の将来の在り方

条件の悪いところでは作らず、水路整備を進め、農地を集約（米を作る場所、転作する場所など）して効率化を図り、安定した米・そば・大豆栽培を推進するとともに、所得向上につながる作物の検討をする。また、増加傾向の獣害に対し、補助金等を活用した対策設備の拡充を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		187.98　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180.36　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は原野との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

担い手の経営意向を踏まえて農地を集約をし、効率化を図る。
また、集積、集団化には地権者の理解が必要となるため、地権者を含めた多くの関係者による協議の場を持ち、集積、交換、作付けを実施していく。

（2）農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を積極的に活用し、目標地図に位置付けられた方へ貸し付けしていく。

（3）基盤整備事業への取組方針

他地区に比べ石が多く、耕作条件の良くない水田が一部あるため、多面的機能支払交付金の活用による水路、農道等の管理や補修作業、用排水路整備などを実施していくことで、耕作条件の改善に取り組んでいく。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

行政やJA等と連携し、新規参入者の発掘、受入を行うとともに、新規参入者に対する援助、担い手に対する支援を行う。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため大豆については農業組合法人へ委託するとともに、水稲防除体制ををJAに依頼する。

（6）遊休農地の解消に向けた取組方針

地区内の北東部に遊休農地が点在しており、土地所有者の高齢化により担い手が不在となったことが遊休農地化した原因の一端となっている。今後の獣害対策として、熊や猪のエサとなる柿や栗の木の伐採に取り組む。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
鳥獣捕獲、補助金を活用した電気柵の設置を行う。

⑦保全・管理等
集落で管理体制を共有し、多面的機能支払交付金を活用した地域内の取組みを継続する。

⑩その他
田んぼの畦畔が弱くなるため、なるべく除草剤を使わずに草刈りを行う。